

『区分により利用可能なサービス一覧表（障害者版）』

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護(ホームヘルプ)						
重度訪問介護				区分4以上で次のいずれにも該当する方 二肢以上に麻痺があり 認定調査の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれの項目も「できる」以外と 認定されている方		
行動援護			区分3以上で、認定調査の「行動関連項目(11項目)の合計点が10点以上の方			
重度障害者等包括支援						参照
短期入所(ショートステイ)						
療養介護					区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者	区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方
生活介護		50歳以上の方は、区分2以上で利用可能				
施設入所支援			50歳以上の方は、区分3以上で利用可能			
共同生活介護(ケアホーム)						

区分6で意思疎通に著しい困難を有する方で次の(1)(2)に該当する方

- (1) 重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態の方で次の
気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
最重度知的障害者
- (2) 認定調査の「行動関連項目(11項目)の合計点が15点以上の方